

IVI プラットフォームに関する規則

(目的)

第1条 本規則は、IVI が提唱する「つながるものづくり」に関する技術（以下、IVI ソリューションという）の開発および利活用のための環境を整えるために、IVI プラットフォーム、IVI インテグレーション、および IVI コンポーネントについて定める。

(定義)

第2条 IVI プラットフォームとは、IVI ソリューションを実装した複数の IVI コンポーネントによって構成され、それらを相互に連携させることで価値を提供するしくみをいう。

2. IVI インテグレーションとは、IVI プラットフォームを用いて、個々の製造業の課題を解決することで価値を提供するサービスをいう。

3. IVI コンポーネントとは、IVI プラットフォームの構成要素として、IVI ソリューションを実装したソフトウェアおよびハードウェアからなるしくみをいう。

(事業者の要件)

第3条 IVI プラットフォーム、IVI ソリューション、および IVI コンポーネントを提供する事業者は、それぞれ IVI プラットフォーム企業、IVI ソリューション企業、IVI コンポーネント企業と呼ぶ。以下の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) IVI の正会員またはソリューション会員であること。
- (2) 「入会金および会費に関する規則」にある会費を支払うこと。正会員の場合は、ソリューション会員の種類に応じた会費に準ずる。
- (3) その他、本規則および関連する規則を遵守すること。

(権利)

第4条 プラットフォーム企業、インテグレーション企業、コンポーネント企業は、それぞれ以下の権利を有する。

- (1) 口数に応じた種類の IVI プラットフォーム、IVI ソリューション、IVI コンポーネントに対して IVI のロゴを、自社のウェブサイト、パンフレット、説明資料などに掲示することができる。
- (2) 口数に応じた種類の IVI プラットフォーム、IVI ソリューション、IVI コンポーネントについて、勧告仕様にもとづき認定を受けることができる。
- (3) 認定された IVI プラットフォーム、IVI ソリューション、IVI コンポーネントを、認定ロゴとともに IVI のウェブサイト等にて掲示することができる。
- (4) IVI が主催するセミナー等において、口数に応じた種類の IVI プラットフォーム、IVI

ソリューション、IVI コンポーネントについてプロモーションできる。

(附則)

本規則は 2016 年 9 月 9 日より施行する

本改訂は 2017 年 10 月 19 日より施行する

本改訂は 2018 年 9 月 27 日より施行する

本改訂は 2025 年 6 月 12 日より施行する